

益城町定住促進補助金の申請を受け付けています

飯野、津森、福田地区における子育て世帯の定住を目的として、同地区に一戸建て住宅を新築または新築の建売住宅を購入し、転入（転居）した人に予算の範囲内で補助金を交付しています。



主な要件

- (1) 益城町の飯野、津森、福田地区内に住宅を新築または新築の建売住宅を購入した人
 - (2) 同居する中学生以下の扶養親族を有する人で、かつ転入または転居した人
 - (3) 町税等（市町村民税、固定資産税、国民健康保険税（料）および軽自動車税）を滞納していないこと
 - (4) 住宅を新築または新築の建売住宅を購入した日（*）から、6か月を経過していないこと
 - * 住宅を新築した場合
…建物登記事項証明書に記載された新築日
新築の建売住宅を購入した場合
…住宅購入に伴う売買契約の日
- ただし、本人または親族所有の住宅の場合、同一敷地内の建て替えは補助対象外となります。詳細は、町ホームページに掲載している要項等を確認し、不明な点などはお問い合わせください。

補助金額

- 住宅を新築
または新築の建売住宅を購入した人 100万円
- 加算金（新築または購入した日が基準日）

小学生	1人当たり	20万円
未就学児	1人当たり	10万円
中学生	1人当たり	5万円

申請期限

平成31年3月29日まで

※予算が上限に達した場合、上記期限よりも早く受け付けを終了する場合があります。

申請方法

新築または新築の建売住宅購入に伴う建物登記、および転入（転居）を完了した後、定住促進補助金初回交付申請書および添付書類を添えて、担当係まで提出してください。

企画財政課復興企画係 ☎ 286-3223

認知症初期集中 支援チームを設置

町では、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や認知症の疑いがある人および家族を訪問し、認知症に関する心配ごとや悩みなどの相談に応じたり、医療機関の受診や介護サービス利用の支援など、地域で暮らせるためのサポートを行います。

気になったら、早めの相談をお勧めします。相談や支援等は無料です。

対象

40歳以上で在宅生活をしており、認知症の人や認知症の疑いがある人で、次のいずれかに該当する人

- ① 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人
- ② 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している人



私たちがサポートします

相談先

【飯野・広安・広安西地区】

西部圏域地域包括支援センター

☎ 285-4822

【木山・福田・津森地区】

東部圏域地域包括支援センター

☎ 289-0099

支援拠点

「認知症初期集中支援チーム」

社会医療法人 ましき会（益城病院）

圏福祉課高齢者支援係 ☎ 286-3114

町社会福祉協議会 ☎ 214-5566